

第47回

農業資材審議会飼料分科会

遺伝子組換え飼料部会

農林水産省消費・安全局

# 第47回農業資材審議会飼料分科会

## 遺伝子組換え飼料部会

令和7年11月10日（月）

14:00～15:10

農林水産省 消費・安全局

畜水産安全管理課会議室

（web開催）

## 議事次第

### 1. 開会

### 2. 議事

#### （1）組換えDNA技術応用飼料添加物の安全性確認

- JPBL017株を利用して生産されたプロテアーゼ

#### （2）ゲノム編集飼料の飼料安全上の取扱いの確認について

- 高糖度トマトGG-T1

#### （3）その他

- 後代交配種の取扱いに係る見直しについて

### 3. 閉会

午後2時00分開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから農業資材審議会飼料分科会遺伝子組換え飼料部会を開催いたします。

ウェブ参加の委員の皆様におかれましては、ビデオをオンにしていただきますようお願いいたします。

本日、事務局を務めさせていただきます〇〇でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、当課飼料安全・薬事室長の〇〇より御挨拶申し上げます。

○飼料安全・薬事室長 皆様、こんにちは。飼料安全・薬事室長の〇〇でございます。

委員の皆様におかれましては御多用中のところ御出席賜りまして、また、日頃から当部会での審議に対し貴重な御助言、御指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、今年度3回目の部会の開催となっております。令和5年度は2件、令和6年度は1件のみであったゲノム編集飼料の審議が、本日御審議いただく高糖度トマトを含めますと既に今年度3件目となっております。これはゲノム編集農林水産物の開発が活発になっていることを示しております、これから先も多種多様な相談を受けることが想定されます。今後ともお力添えいただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、本日の部会では、GM飼料添加物、ゲノム編集飼料、後代交配種の取扱いと幅広く御審議いただく予定となっております。委員の皆様方におかれましては当部会への忌憚のない御意見を頂き、審議にお力添えいただきたく、重ねてお願い申し上げます。

それでは本日、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、以降の進行は委員Aにお願ひいたします。

○委員A 岡山大学の〇〇です。皆様、よろしくお願ひします。

まず、事務局から委員の出席状況、本日の議事に関する委員の利益相反の該当の有無について報告してください。

○事務局 本日の委員の出席状況、議事に関する委員の利益相反の該当の有無について報告いたします。

本日は、委員Bからは御欠席との御連絡を頂いておりまして、現在8名中7名の委員に御出席いただいております。

また、委員の皆様に利益相反の有無について事前に確認いたしましたところ、本日の議

事に関しましては利益相反となる委員はいらっしゃいませんでした。

○委員A ありがとうございます。

続きまして、事務局から配布資料について確認をお願いします。

○事務局 配布資料は、資料が資料1から資料6-3まで合計10点、また、参考資料が2点となっております。

お手元に送信されていないファイルがございましたらお申し付けくださいませ。

○委員A ありがとうございます。

それでは、議事を進行したいと思います。

一つ目の議題、組換えDNA技術応用飼料添加物の安全性確認として、JPBL017株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼについて事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局の〇〇でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、参考資料1に沿って概要を御説明したいと思います。

今、画面共有しておりますのがJPBL017株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼの概要でございます。

申請者はノボザイムズジャパン株式会社、開発者はNovozymes A/S、デンマークの会社でございます。

本製品は、アルカリ性プロテアーゼの生産性を高めるため、*Bacillus licheniformis* Ca63株を宿主として、改変を加えた*Cytobacillus sp.* TY145株由来のプロテアーゼ遺伝子を導入して作成したJPBL017株により生産されたアルカリ性プロテアーゼでございます。

宿主は、*Bacillus licheniformis* Ca63株、挿入遺伝子は改変PTY遺伝子、この供与体は*Cytobacillus sp.* TY145株でございます。

また、本製品の選択マーカーとして、エリスロマイシン耐性遺伝子である`ermC`を使用しております。

新たに獲得された性質は、アルカリ性プロテアーゼの生産性の向上でございます。

日本における審議状況といたしましては、本部会では本日が初めての審議となっております。

以上、事務局からの説明でございます。

詳細につきましては申請者から説明していただきます。

(申請者入室)

(申請者退室)

○委員A 退席されたようですので、審議に移りたいと思います。

ただいまの説明に関して御意見等ありましたら、よろしくお願ひします。特にないでしょか。

特に問題ないかなとは思いますが、では、ここで皆さんに異議なしか、あるいは異議ありということになると思いますが、審議したいと思います。

異議なしという方は、リアクションするか手を挙げていただけると助かります。

(異議なし)

○委員A 全員同意あるいは異議なしということで、どうもありがとうございます。

それでは、本件に関しては了承するということで、引き続き資料 4-2、評価書に関して事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料 4-2 に沿って御説明いたします。

こちらの安全性確認書案は事前に先生方に御確認いただきまして、コメントを募集いたしました。誤字脱字等の軽微な修正を除いては、大きなコメントはなかったと承知しております。

一方で、この評価書はいずれは公表する文書になりますので、申請者に事前に社外秘情報に該当する部分はないか確認しましたところ、遺伝子座や一部遺伝子の名称など、複数箇所についてマスキングの希望がございました。

従いまして、マスキング希望のあった部分をもし削除しても、審査基準に基づいた妥当な確認であることが十分に示されているかどうかを観点にしながら、再度記載を見直しております。結果、マスキングについては必要最低限となるように修正しておりますが、この点について御確認いただければと思います。

それでは、マスキングした箇所のあるページまで飛ばさせていただきます。

まず、7ページに遺伝子座の名称や箇所数が含まれていたんですけども、こちらの部分はマスキングではなく、当該部分を削除しております。

続きまして8ページ、こちらは配列の名称を一部マスキングしております。今、映しておりますのはマスキングした後に薄く文字が見えておりますが、実際に公開する際には真っ黒に塗り潰して、マスキング部分が取れないような加工をしてまいります。

次に、9ページです。こちらも一部の遺伝子配列の名前であるとか遺伝子名称、欠失導入用ベクターの名称をマスキングしております。

最後の部分となります。こちらは社内文書を示しておりますけれども、社外秘となって

いる文書の一部、タイトルがマスキング対象であるものが複数ございましたので、そのように対応させていただいております。

以上が今回マスキングの対応をさせていただく部分でございます。

内容については事前に御確認いただいておりますし、大筋で変更はございませんので最初から最後まで通しの説明はいたしませんけれども、もし何かお気付きの点がございましたら、今、よろしくお願ひいたします。

○委員A ありがとうございます。

委員の皆さん、コメント等ありましたらよろしくお願ひします。

結構マスキングの部分が多くて、コンストラクションのところも結構な部分が消されているんですけども、マスキングが多くて不具合がありそうであれば、コメント等よろしくお願ひします。

○委員C ノボザイムズ社のシステム、遺伝子導入するのに結構トリッキーな手を使っておりまして、*Bacillus* だから仕方ないと言えば仕方ないんですけども、どこの座位に突っ込むか、突っ込んでも *Bacillus* の生育に問題がなくて生産性に問題がなくて、そういうところを突き止めるのは結構大変でして、今回突っ込んでいるところは [REDACTED] の遺伝子など、もともと *licheniformis* が [REDACTED] 遺伝子のところを突っ込んでおりまして、つまりは *licheniformis* に [REDACTED] を作るのではなく本命のプロテアーゼを作ってくれという、その一石二鳥の位置に導入しています。

こういう場所を突き止めるのは結構大変な作業ですので、重要な情報という気もするんですけども、マスキングしたいというのは私は理解できます。

○委員A ありがとうございます。

なるほど、私は植物の研究者で微生物のことはあまり知らないんですけども、そういう理由であれば何となく納得できるような感じがしますね。

ほかにコメント等あればお願ひします。よろしいですか。

事前に見ていただいていると思うので特にないのかもしれませんけれども、もし今後、追加でコメント等ありましたら、審議会の後に事務局までお願ひいたします。

それでは、特に御意見出ませんでしたが、事務局で必要な対応をお願いいたします。

○事務局 承知いたしました。

○委員A では、この件はここで終わりたいと思います。

続きまして、二つ目の議題に移りたいと思います。

ゲノム編集飼料の飼料安全上の取扱いの確認として、高糖度トマト GG-T1 について事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局の〇〇でございます。

今回相談のあった品目、高糖度トマト GG-T1 について御説明させていただきます。

今回御審議いただくこの品目は、インベルターゼインヒビター遺伝子の機能を欠失させることによって果実の糖度が向上するトマトとなっております。

事前相談者は、グランドグリーン株式会社でございます。

それでは、事前相談書に沿って概要及び委員指摘への回答について御説明いたします。

「開発した飼料の品目・品種名及び概要」を御覧ください。

今回修正した箇所につきましてはマークを引かせていただいております。

今回改変いたしました遺伝子を説明するに当たって、まず、インベルターゼという、葉から果実への糖の転流に関わる酵素がございまして、インベルターゼインヒビターは、このインベルターゼの機能を抑制いたします。本トマトではインベルターゼインヒビター遺伝子の機能が欠損しているため、インベルターゼの機能が抑制されず、果実において糖の濃度が向上いたします。

こちら、委員の指摘により「機能の欠損」という表現に修正しております。

本系統は、品種改良のための親系統や育種素材として利用し、作出了した後代の系統を食用とすることを目的としております。

利用方法について御質問がありましたが、こちらは食用系統の親系統として使用するほかに、本系統から新たな系統を作出し、その新たな系統を食用系統の親系統として利用するという目的もございます。飼料といったしましては、規格外果実の処理や加熱調理をした際に出る残渣等を利用するといった、従来のトマトと同様のものを想定しています。

続きまして「利用したゲノム編集の方法及び遺伝子改変の情報」を御覧ください。

野生型トマトの組織片にパーティクルポンバードメント法で Cas9 遺伝子発現カセット及び sgRNA 発現カセットを含むベクターを導入しております。

目的遺伝子に変異の見られた個体を培養し、自家受粉で種子を得て、播種して得られた系統のうちインベルターゼインヒビター遺伝子に部分欠損のある系統を選抜し、更に果実糖度の上昇が見られた 1 個体を選抜しております。

変異の内容といったしましては、インベルターゼインヒビター遺伝子に 28 塩基の欠損が起こっているため、インベルターゼの機能が抑制されなくなっているというものになります。

す。

委員の御指摘にて記載ぶりを修正した箇所ですが、糖度上昇の見られた本 GG-T1 系統におきまして、インベルターゼインヒビター遺伝子の 28 塩基の欠損がホモ化しているのに對し、インベルターゼインヒビター遺伝子の 28 塩基の欠損が片アレルでのみ起こっている個体では果実糖度の上昇は確認されませんでした。そのため「インベルターゼインヒビター遺伝子の機能欠損による果実の糖度上昇」という形質は、潜性の形質であると考えられております。

なお、本来は、このインベルターゼインヒビター遺伝子とは別に VPE5 遺伝子も遺伝子改変の標的としておりましたが、本 GG-T1 系統におきましては、この VPE5 遺伝子の変異は確認されておりません。

次に、「外来遺伝子及びその一部の残存の確認に関する情報」でございます。

本系統において、PCR 法、サザンハイブリダイゼーション法、次世代シーケンス解析法の 3 種類の方法により、導入したベクターが残存していないことを確認しております。

委員より、短い部分配列の残存について検出できているのかという御指摘がございましたが、短い部分配列を検出できる次世代シーケンス解析の結果を追加いただき、短い断片まで検出可能な条件で実験を行っているというふうになります。

次に、「ゲノム編集技術による DNA の変化が畜産物を通じた人の健康または家畜等の健康に悪影響を及ぼす既知の毒性物質の増加を生じないとの確認」でございます。

こちらインベルターゼインヒビター遺伝子、VPE5 遺伝子の両方でオフターゲット候補配列を検索し、変異が起こっていないことを確認しております。

次のページを御覧ください。

スプライシングパターンの変化についての考察を追加しております。

スプライシングパターンの変化につきまして、新たなスプライシングパターンが生まれる可能性は限りなく低いと結論づけられました。

また、トマトに含まれる糖アルカロイドの一種であるトマチンにつきまして、野生型個体と本 GG-T1 系統において赤熟果実で量を比較したところ、有意差がないことが確認されました。

以上より、GG-T1 は、新規アレルゲン・毒性物質の產生及び既知の毒性物質の増加を生じないと考えられます。

最後に「特定の成分を増加・低減させるため代謝系に影響を及ぼす改変の有無」でござ

います。

本系統は糖輸送に関わるインベルターゼインヒビター遺伝子を改変していますため、代謝系に影響を及ぼす改変を行ったものになります。実際に糖度及びフルクトース含有量が有位に増加していることが確認されております。

代謝系に関して文献が提示されており、本系統と同様にインベルターゼインヒビター遺伝子へ同様の改変を行った食用の赤色系中玉トマトの系統で実験した結果が提出されています。こちらは改変したものと野生型トマトとで比較メタボローム解析を行ったところ、代謝系に違いはないことが確認されました。

事前相談書につきましては以上でございます。

ほか、資料2の機器名に誤記がございましたので、そちらは修正しております。

また、資料8のサザンプロット分析につきまして、このp5の結果について、野生型で特異的にバンドが出ているのは野生型とGG-T1でサンプルが入れ代わっているのではないかという御指摘がございましたが、事業者より、「野生型として使用した系統は形質レベルでは固定されたものだが、塩基配列レベルでは多型が存在しており、その塩基配列の多型によってこのバンドが出たと考えている」という回答がございました。

以上が事前相談資料の内容と、その修正についての説明でございます。

なお、食品につきましては10月30日に開催された消費者庁の調査会において、こちらは届出に該当する旨の判断がされました。

事務局からの説明は、以上でございます。

本日グランドグリーン株式会社の担当者に控えていただいているので、御質問等があれば対応させていただきたいと存じます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員A ありがとうございます。

事前のチェックで委員からかなり質問がありましたけれども、皆さんのコメントに対して、それぞれきちんと対応されているでしょうか。そういうことも含めて、何かコメント等あればよろしくお願ひします。

表記に関する指摘、誤字脱字だったり専門用語の切替え、そういうものが結構あったと思いますけれども、最後に説明のあったバンドですね。野生型で見えているではないかということに対しての回答は、事業者の説明でよろしいですか。どなたが質問されたんでしたっけ。

○委員D これは私が質問したんですけども、特に親系統の方で多型がもともと認められていたことを事業者が確認しているのであれば、まあいいかなとは思っていたんですけども。

○委員A そうですね、ポジコンと同じところにあるので何かちょっと気持ち悪いと言えば気持ち悪いですよね。

○委員D そうですね、ちょっと気持ち悪い。

○委員A たまたまなのかもしれませんけれども、説明があったみたいなので、それでよいかなとは思います。

ほかにも質問、コメント等ありましたが、皆さんよろしいですか。

また、本件に関してはゲノム編集作物である、つまり遺伝子組換えに該当しないということを我々は判断しなければいけないんですけども、それに関してもコメント等あればよろしくお願ひします。よろしいですか。

それでは、本トマトに関しては、遺伝子組換え技術を応用した飼料に該当しないと判断してよいでしょうか。それに賛成の方はリアクションをお願いします。

(異議なし)

○委員A ありがとうございます。

逆に「これは遺伝子組換えに該当するのではないか」といったコメントをお持ちの方はいらっしゃいますか。いませんかね。

それでは、皆さんこれは遺伝子組換え技術に該当しないということで、開発者に届出の提出を求めるにしたいと思います。ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、本トマトに関しては開発者に届出を求めるということで了承されましたので、今後の対応について事務局より説明をお願いします。

○事務局 委員の皆様方には、本トマトが遺伝子組換え技術を応用した飼料には該当しないと御判断いただいたと承知いたしました。ありがとうございます。

続きまして、今後の流れと事業者への回答について事務局から説明いたします。

ただいま共有しておりますのが回答書でございます。

今後の流れといたしましては、本部会が終了した後に、本トマトが届出に該当する旨を画面に共有しております回答書をもってグランドグリーン社に連絡いたします。今後、事業者から公表様式、届出様式が事務局に対して提出されましたら、ゲノム編集飼料に関するホームページ上に公表様式を掲載いたします。また、議事録に先立ちまして、本部会の

審議結果として議事概要をホームページ上に公表いたします。

事務局からの説明は、以上でございます。

○委員A ありがとうございました。

ただいまの説明に関して御意見等ありましたら、よろしくお願ひします。よろしいですかね。

資料5-2の形で開発者にお知らせすることになります。特にコメントはございませんか。もしありましたら、本会議の後にでも事務局に御連絡いただければと思います。

それでは、事務局で必要な対応をよろしくお願ひします。

その他に移りたいと思います。

その他として、後代交配種の取扱いに係る見直しについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局 最後の議題になりますが、後代交配種の取扱いに係る見直しについて御説明いたします。

背景でございます。

現在、通知においては「既に省令に基づく安全性確認を受けた組換え種子植物——これを「承認品種」と呼びます——を用い、伝統的な育種の手法を用いて作出了した品種」これをいわゆる「後代交配種」と言いますが、後代交配種は、新たな安全性確認は義務付けられておりません。

ただし、①組換えDNA技術により新たに獲得された性質が後代交配種においても変化していないこと、②亜種間での交配が行われていないこと、③摂取量、使用部位、加工法等の変更がないこと、この3要件を開発者等が確認することとされております。

農林水産省では、承認品種同士の掛け合わせによって得られた後代交配種については、開発者等に3要件を確認したことを報告させまして、遺伝子組換え飼料部会又は事務局において3要件を満たすかどうかを確認してまいりました。

(2) また、後代交配種の確認に係る運用は、部会での審議の上、三つの運用方針を決定しております。そのうち平成26年に規定した運用方針では、事務局確認で終了する条件として、その親品種は「導入形質が宿主の代謝系に影響を及ぼすものでないもの」に該当していること、「主に除草剤耐性や害虫抵抗性の形質を付与された品種」であること、26年方針の別添2に示すリストに示されているものであることという条件が示されています。

一方で、2に示しております課題としまして、今般「導入形質が宿主の代謝系に影響を及ぼすものでないもの」として、既に食安委によって確認された品種を親品種とする後代交配種について事業者から相談がございました。具体例としては、昨年度GM部会で御審議いただきました、背丈が少し小さくなる形質である半矮性形質、このような形質を持つ品種を親品種としたいというものでございます。

しかし、このような形質を持つものを親品種とする場合は、除草剤耐性や害虫抵抗性以外の形質を付与されているものになりますので、先ほどの1の(2)に示す要件に合致しておりません。このため事務局確認で終了するという簡素化した取扱いとならず、GM部会において都度確認が必要となってまいります。

しかしながら、親品種の形質を除草剤耐性や害虫抵抗性に限定する意義は少なく、新しい形質、例えば収量増加であるとか乾燥耐性であるといった形質が続々と開発される現状にございましては、この要件を見直す必要があると考えております。

(2) また、26年方針の運用が開始された当時、リストは関係団体に随時提供するとなっていました。しかし、平成29年以降はリストの提供は行っておりません。

(3) 更に、複数存在する運用方針はいずれも公表されていない現状でございます。そのため、開発者等にとって後代交配種の商品化に向けた見通しを立てづらい状況になっております。

これら課題がございますので、3にお示しします対応案を事務局で整理させていただきました。

(1) 26年方針の見直しとその他運用方針との一本化でございます。

まず最初にやることといたしましては、26年方針の内容の見直しを行います。次に、ほかの運用方針と統合して一本化を図ります。なお、一本化した後は、今ある三つの運用方針は廃止いたします。

具体的には、26年方針について親品種に係る要件がございますので、それを見直してまいります。

資料6-2に沿って御説明いたします。

今、こちらにお示ししているのが資料6-2でございます。赤字が本来なかった追記の部分で、マスキングの上に線が引いてあるのが、もともとあったものを削除する予定の部分でございます。

題名の下に、副題として「(導入形質が宿主の代謝系に影響を及ぼすものではないもの

を親品種として使用した場合の後代交配種の取扱い)」ということで追記しておりますが、これは別紙1・2・3と運用方針を連ねてまいりますので、分かりやすさのために付けたものでございます。

実際にその内容を見直したのが、2. 取扱いのところです。

まず、削除した部分について御説明いたします。

(1) 親品種の要件でございます。

要件のうち「主に除草剤耐性や害虫抵抗性の形質を付与されたもの」という部分を削除します。また、「(なお、これら以外の導入形質についても、その形質が上記の要件を満たすと判断できる品種については、個別に遺伝子組換え飼料部会の了承を得て、対象とする。)」という部分も削除いたします。

一方、「なお、「導入形質が宿主の代謝系に影響を及ぼすものでないもの」に該当するか否かの判断は、当部会の判断による他、食品安全委員会において当該判断が既になされている場合には当部会における判断と同等として扱う。」という部分を追記しております。

これに伴いまして、別添2に示しておりましたリストも廃止いたしますので、網かけ部分の一番最後の行、「該当する品種の一覧は別添2のとおりであり、関係団体に隨時提供する。」という一文を削除しております。

また、別添2のリストを削除したことに伴いまして、3. その他 にありました関係する記述も削除しております。

資料前後して申し訳ございません、資料6-1に戻ります。

続きまして3 (2)、一本化した運用方針の公表についてでございます。

先ほど課題を申し上げましたとおり、後代交配種の取扱いに係る運用方針は公表されておらず、不明確な状態でございました。そのため、本対応案及び資料6-3にお示しします一本化後の方針案について、本GM部会に諮りまして了承が得られた場合は、資料6-3をホームページに掲載することとしたいと考えております。

また、今後、後代交配種に関して運用を見直す、ないしは追加していくような場合は、資料6-3を隨時改訂していきたいと考えております。

以上、対応案について御説明いたしましたが、このGM部会にお諮りしますのは、この対応案としてよろしいかということでございます。すなわち26年方針を資料6-2のように見直すことが1点。2点目として、これまでばらばらだった三つの運用方針を資料6-3のように一つにまとめてよろしいかということ。最後に三つ目は、一つにまとめた運用方

針を部会決定としてホームページに公表してよろしいかということについて御審議いただければ幸いでございます。

説明は以上でございます。

○委員A ありがとうございます。

三つのことについて承認するかどうかということになりますけれども、今の説明につきまして、皆さんから御意見等あればよろしくお願ひします。

一つは対応案ですね、除草剤耐性と害虫抵抗性に限っていたもの、ほかにもそういった文言を削って現状に合わせた形に変えることと、ばらばらになっていたものをまとめること、また、それを公表することはいいかということですね。

皆さん、コメントをお願いします。

○委員C この対応案そのものは、これでよろしいと思います。もっと早くやつてもよかつたくらいの話です。

ただ、実際これを動かすと、何をもって「宿主の代謝系に影響を及ぼさない」と判断するんだろうか、こういう問合せが来ることが予想されるわけで、ある程度の共通認識を持っておかないと困るような気がするんですけども。

除草剤耐性とか害虫抵抗性については、食安委ではこれに対応する酵素の特異性などを見させていただいて、それで宿主が持っている化合物と反応しそうもないことを示す、そういうデータでOKにしている。そうすると、少し小さくなるなどというものはそういう対応が難しくなるんですけども、それでも、「これは宿主の代謝系に影響があったから小さくなったのではないか」と言われたら困ると思う、業者はきっと思うだろうと思うので、その辺については少し議論するか、事務局としてどんなふうにお考えなのか、やつておかないと後々ヤバそうな気がします。

○委員A ありがとうございます。

事務局から何かコメントありますか。

○事務局 コメントありがとうございます。そこまで深く考えていなかつたというのが正直なところではあるんですけども、確かにおっしゃるように、懸念が想定されるならば今後のために何かしら整理は必要なのかなと思う一方で、後代交配種というものの大前提として、既に承認されたものを使っているということがあります。食品安全委員会で審議を行う際に、これが代謝系に影響を及ぼす形質かどうかを必ず審議しているので、その結果を受けていればよいのかなと考えている節がございました。

なので、飼料で独自でつくるというよりは、食品安全委員会の審議結果を受けて我々がどう考えるかということなのかなと認識していたんですけども、先生のお考えとしては、やはり我々は我々できちんと何かつくるべきということでしょうか。

○委員C 食品安全委員会では、後代交配種同士というか、遺伝子組換え体同士のスタックをつくるときに主にこの議論をしていまして、除草剤耐性や害虫抵抗性みたいなものは基本的には、独立しているものであれば複数の形質を持ったスタックをつくっても大丈夫だろうということで、そこで宿主の代謝系に影響を及ぼすか及ぼさないかを議論しています。なので、こちらの方が辛いんですよ。

だから、食品安全委員会でOKになるほどきちんと議論されたものでないと飼料としてOKにならないのではないかと業者さんに取られると困るな、こう思っただけです。

今回の話は、スタックをつくるとかそういうものではなく単に後代交配種に関するものですから、もちろん食品安全委員会でOKにするようなものはこちらでも十分OKにしていいと思うんですけども、そこまで辛く考えなくても、飼料でかつ後代交配種の場合は十分安全だと判断できると思うので、その辺を少し考えておかないと、業者さんの質問で困りそうな気がします。

○事務局 委員C、ありがとうございます。

問題を整理し、今後の宿題とさせていただきたいと思います。我々の方で考えが煮詰まるようなことがあったら、また先生方に御相談させていただいて、という形で進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員A ほかにコメント等ありましたら、よろしくお願ひします。よろしいですか。

そうしたら、先ほど事務局からありました三つの点、すみません、全部覚えていないんですけども、一つは見直しルールの修正案に関してOKかどうか、それから一本化、もう一つは何でしたっけ。

○事務局 公表してよろしいかということです。

○委員A 公表していいかですね。

それに関して皆さん、三つまとめて審議したいと思いますけれども、了承しますという方は挙手をお願いします。

(異議なし)

○委員A 皆さん挙手していただきました。ありがとうございます。

3点に関して了承されましたので、先ほどの委員Cのコメントも含めて、事務局で必要

な対応をよろしくお願ひします。

○事務局 承知いたしました。

○委員A そのほか事務局から報告事項等ありますか。

○事務局 ございません。

○委員A これで終わりですかね。そのほか事務局から大丈夫ですか。——ありがとうございます。

委員の皆様から何かコメント等ありますか。特にありませんか。これで議事を終わりたいと思うんですけれども、よろしいですかね。

それでは、議事を全て終了しましたので、本日の遺伝子組換え飼料部会を閉会したいと思います。

委員の皆様には丁寧な御議論を頂き、また、審議会の円滑な運営に御協力いただきどうもありがとうございました。

それでは、閉会としたいと思います。ありがとうございました。

午後3時10分 閉会